遠軽開発事務所管内ゴミマップ(令和6年度)

湧　別　川

川への不法投棄は法律により厳しく処罰されます！！

河川法施行令（第16条の4）、罰則（第59条）
3月以下の懲役又は20万円以下の罰金
廃棄物の処理及び清掃に関する法律（第16条）、罰則（第25条、第32条）
5年以下の懲役若しくは1，000万円以下の罰金　またはこの両方
※法人の場合、上記のほか、3億円以下の罰金の併科

ボランティアによる清掃活動

定期的に河川巡視を行っています。

監視カメラ(CCTV)

不法投棄頻度が高い地域

分類	凡例	代表的な品目
一般ごみ	●	家庭ごみ・ビニール類・缶類
粗大ごみ	●	テレビ・洗濯機・冷蔵庫・自転車・椅子

不法投棄者を見つけたときは、すぐに遠軽開発事務所または最寄の警察署にお知らせください。

国土交通省　北海道開発局　網走開発建設部　遠軽開発事務所
〒099-0404　紋別郡遠軽町大通北7丁目　TEL　0158-42-2182

遠軽開発事務所管内ゴミマップ(令和6年度)

渚　滑　川

川への不法投棄は法律により厳しく処罰されます！！

河川法施行令（第16条の4）、罰則（第59条）
3月以下の懲役又は20万円以下の罰金
廃棄物の処理及び清掃に関する法律（第16条）、罰則（第25条、第32条）
5年以下の懲役若しくは1，000万円以下の罰金　またはこの両方
※法人の場合、上記のほか、3億円以下の罰金の併科

不法投棄頻度が高い地域

分類	凡例	代表的な品目
一般ごみ	●	家庭ごみ・ビニール類・缶類
粗大ごみ	●	テレビ・洗濯機・冷蔵庫・自転車・椅子

不法投棄者を見つけたときは、すぐに遠軽開発事務所または最寄の警察署にお知らせください。

国土交通省　北海道開発局　網走開発建設部　遠軽開発事務所
〒099-0404　紋別郡遠軽町大通北7丁目　TEL　0158-42-2182